

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

本来、企業とは社会的責任と公共的使命に裏打ちされた高い職業倫理観を持った経営者の手腕によって、その重要性が、自律的で意欲旺盛な役員に強調・明示・徹底されることで社会公器としての存在価値は高まるものであると考えております。当社はこの経営思想に基づいて、ステークホルダーの信頼に応えるために、社外取締役や監査役の充実により、経営の透明性や健全性を高める一方、執行役員制度を設けて迅速・円滑な業務執行と経営の監視機能・重要方針の意思決定を強化してまいりました。このような姿勢を基本として、企業価値の最大化を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ミナックス	2,929,800	15.09
株式会社MONY	1,752,000	9.02
中田 みち	1,216,480	6.26
稲永 満	1,066,960	5.49
稲永 修	951,680	4.90
敷地 みか	899,720	4.63
稲永 稔	757,880	3.90
千葉 久男	447,240	2.30
岩谷産業株式会社	432,000	2.22
日下 みな	401,280	2.06

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	4月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i		
内藤 儀彦	他の会社の出身者											○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
内藤 儀彦		尚綱大学教授	石油業界での長年に渡る勤務経験があり、当社の属する業界の豊富な知識に加え、大学教授としての高い良識と客観的見地を兼ね備えており、当社の経営に資する意見を期待して選任しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携状況としましては、監査法人からの監査計画報告、中間報告、監査報告書受領時のほか、上・下期各内部統制検証時、四半期監査、期末監査時にはその情報交換会を開催し、相互に率直な意見交換を行い、監査役は必要に応じ取締役意見具申を行っております。内部監査部門との連携状況としましては、内部監査の実施の都度連絡会を開催し、意見交換を通じ、問題点や対応状況の認識の共有化を図り監査の有効性、効率性を高めるよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
古木 清次	他の会社出身者									○
横倉 千代勝	他の会社出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
古木 清次	○	平成元年6月から平成13年6月までアネスト岩田(株)の取締役を歴任、その後平成17年7月まで同社監査役を歴任しました。平成22年3月より、独立役員に指定しています。	他企業の取締役及び監査役を歴任し、法令遵守の重要性に対する見識が高く、業務監査に関する知識も豊富であることから、取締役に対する忌憚のない意見具申が期待できる人物と判断し、社外監査役に選任しました。また、当社とは特別な利害関係はなく、一般の株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断していることから、独立役員に指定しました。
横倉 千代勝		平成12年6月から平成23年3月まで(財)JIA-QAセンター委託審査員及び(財)ガス機器検査協会委託講師を務めました。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、(財)JIA-QAセンター委託審査員など公共性の高い職務経歴を有していることから、公平の精神と客観性を持ち、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の導入を検討していますが、現段階では導入には至っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は特に定めておりませんが、当社の業績や各役員の職務・経験年数・業績に対する貢献度等の諸般の状況を勘案し、個別に決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に、選任時に管理部門より、全ての社内諸規程を手交し、重要事項については情報伝達を行っております。社外監査役2名には、取締役会ならびに定期開催の監査役会を通じ、また必要に応じその他重要会議に出席を求め、情報の伝達と共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しており、取締役会・経営会議・常務会・執行役員会・監査役会の各機関があります。執行役員制度は、経営陣の迅速な意思決定とそれに基づく業務の確実な執行を徹底する組織体制の確立を目的に導入しております。執行役員会は、原則として各事業部門の執行を任せられた部門長が協議する場として毎月一回開催しており、活発な議論が行われると同時に部門間の課題・情報の共有の場としても機能しております。執行役員会での業務の執行状況の報告・施策提言等は毎月開催される取締役会へ報告され、取締役会において業務の進捗が早期に把握できることに加え、問題の重要度により臨時取締役会の開催を進行するなど迅速な経営判断を可能としております。常務会は、常務以上の取締役に構成されており、原則として毎月一回開催とし必要に応じ適時開催しております。運営は管理部門が行っております。常務会の役割は、執行役員会等で議論された業務課題や、人事や労務に至る業務運営や経営戦略について、取締役会へ付議すべき議題を決定する場であると同時に、取締役会で決議された経営命題に対して、問題意識の共通化を進めつつ、取組み施策へのより具体的な実行プランを協議し、担当責任者へ指示する場として機能しております。経営会議は、代表取締役3名、専務取締役2名及び総務部長1名で構成され、原則として週1回開催し、その基本機能は取締役会付議事項を含む全ての業務執行事項についての意思決定及び将来の経営戦略上の重要な事項についての方針審議並びに意思決定までの事前審議とし、経営意思決定の効率化、迅速化を図ります。取締役会は、現在12名の取締役(うち社外取締役1名)及び4名の監査役に構成されており、毎月一回開催しております。取締役会は常務会、執行役員会での協議内容を吟味し、法制上の課題を含む重要な経営方針、業務内容を決定する場として機能しております。監査役については、常勤監査役1名及び非常勤監査役3名(うち社外監査役2名)の4名体制としております。監査役会は、各監査役により構成されており、原則として毎月一回開催しております。監査役は、監査役会において活発かつ充実した協議により監査方針、調査方法並びに役割分担を定め、組織的かつ効率的な監査役監査を実施しており、コーポレートガバナンスの充実を図っております。なお、当社と当社の社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。社外取締役の子息2名が当社社員として勤務しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況及び内部監査の状況

代表取締役の直属の組織として監査室を設置し、内部統制の充実に努めております。その目的は、各部署の所管業務が法令・定款及び社内諸規程及び諸取扱要領に従い、適正かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を代表取締役に報告するとともに適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することにあります。監査室は、監査役及び会計監査人とも調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めております。内部統制監査については、内部統制推進室によって構築された内部統制システムに則ってその整備状況、運用状況を独立的に評価し、結果は定期的に代表取締役及び監査役に報告しております。また、取締役・使用人による法令遵守の確保に向けコンプライアンス委員会を、損失の危険の管理に関する体制整備に向けリスク管理委員会を、取締役による職務の効率的執行確保の観点から組織体制整備・人材育成に向けクオリティ委員会を設置し、それぞれに取締役を統括責任者として任命しております。各委員会活動は、定期的に取り締り・監査役会に報告するよう体制を整備しております。コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びクオリティ委員会を統括すると共に、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制(J-SOX)」体制構築の推進機関として内部統制推進室を設置しております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社は、内部統制推進室の分掌として、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、あらゆるリスクに対する有効なヘッジ策を講じ、リスクの分散、社員の意識強化を図る体制を整備しております。リスク管理委員会は、損失の危険の管理に関する体制整備の為に設置しております。リスク発生時の対応を行うと共に、リスク管理委員会を都度開催し、原因、今後の予防策等を協議致します。コンプライアンス委員会は、取締役・使用人による法令遵守の確保を図る為に設置しております。全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・管理すると共に、毎月1回委員会を開催し、定期的に取り締り及び監査役会にコンプライアンス遵守状況を報告しております。コンプライアンス委員会の下部に情報セキュリティ委員会を設置し、情報管理に対する意識の向上と各種法令

への対応を適正に行える体制整備に努めております。

また、業務に深く関係する法令に関する理解を深める為、社員教育の継続的实施を主導しております。特に保安業務には細心の注意を払っており、保安研修は2ヶ月に1度の定期開催のほか、不定期にも実施し、保安の強化・維持に努めております。

倫理規程をはじめ、リスクマネジメント上必要な各種規程を従業員に明示・周知徹底することにより、社会的規範にもとることなく誠実かつ公正な企業活動の実践を図っております。法律上の判断が必要な場合には、顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は社外取締役1名を含む12名の取締役と社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されており、毎月1回開催しております。定期開催の経営会議、常務会、執行役員会での協議内容を吟味し、法制上の課題を含む重要な経営方針を決定する場として機能しております。監査役については社外監査役2名のうち1名を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として任命し、経営監視機能の客観性・中立性を保持・強化に努めております。監査役会は原則月1回開催し、活発な協議を行うと共に監査室、会計監査人と連携し効率的な監査役監査を実施しております。さらに、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制(J-SOX)」の推進機関として内部統制推進室を設置しコンプライアンス体制の充実に注力しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化につながっているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	現状では集中すると見込まれる月末を開催日に設定しておりますが、今後は多くの株主にご出席いただけるよう、開催日の早期化に取り組んでまいります。
その他	株主総会において、事業報告・経営方針等をスクリーンを使ってわかり易く説明しております。また、招集通知の発送日の翌営業日より、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算短信及び決算短信発表後の平成22年12月と平成23年6月、速やかにアナリスト・機関投資家向けに図表や映像を使用して社長による財務報告並びに事業展開の説明を行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを設置し、社長挨拶、プレスリリース、IRカレンダー、財務情報等の情報公開を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門IR室長が機関投資家・個人投資家、マスコミ対応をしております。	
その他	平成23年9月、個人投資家向けに社長による会社説明会を実施しました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時・適正な情報の開示を確実に行う体制の整備を最優先課題として取組んでおります。情報開示担当責任者を任命し、情報の発生から開示までの流れを定め、証券取引所開示規定及び金融商品取引法に沿った開示を励行しております。また、インサイダー取引防止規程、情報システム管理規程、文書管理規程により内部情報及び個人情報の保護・管理に努めております。その他、全社員の行動規範としての「倫理規程」を定め、社会的役割と自己規律に対する意識の向上を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が取り扱うLPガス、ハワイウォーター及びアルピナの容器は、100%リユースまたはリターナブル容器であります。また、配送にはクリーンなLPガス車を使用しております。毎年NPO法人日本スペシャルオリンピクスへの寄付、イベント開催時の支援活動を行っております。平成18年4月には、当社に隣接する小学校へ通学路の安全確保のため、100平米の土地を歩道として提供し、感謝状を授与されました。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

当社は、業績の安定と着実な向上を進める中で、社会貢献と健全な企業人育成を目指すため、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について以下のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の「経営理念」の浸透と法令遵守の徹底を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制にかかわる規程を整備するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・管理の上、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかわる情報については、文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに社内文書規程等に則り、各業務担当部署又は管理部門において適正に保存及び管理を行うこととし、取締役及び監査役は随時 閲覧可能とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険を可能な限り回避するよう経営にかかわるリスクを体系的に把握し、経営の安定性確保の施策を総合的に進められるようリスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置する。

(2) リスク管理委員会は定期的にリスク管理体制整備の進捗状況をレビューするとともに定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、定期的開催の常務会において、業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかわる情報の共有を図るとともに、適切な意思決定のための審議を行う。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において各々の職務及びその職務執行手段を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、当社及びグループ企業で発生する可能性の高い及び重要なコンプライアンス上のリスクを想定し、それぞれ責任者を定め、その予防体制を整備する。

(2) コンプライアンス委員会は年間活動計画を策定し、グループ全社員の行動規範として定めた「トール倫理指針」の徹底と、社員のコンプライアンス教育・啓発を実施する。

(3) 監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対しその結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善状況についても、追跡監査を行う。

(4) 公益通報制度を踏まえたグループ内相談窓口の責任者を取締役の中から任命し、コンプライアンス逸脱行為防止に向けた体制を整備する。

6. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 企業集団として「トール経営理念」、並びに行動規範としての「トール倫理指針」を共有し、コンプライアンスやリスク管理などの理念の統一を保つ。

(2) 当社が一括して100%子会社の経理業務と人事業務における事務作業を代行処理し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務遂行を補助する体制の確保が必要と認めた場合には、取締役会に諮った上で、当社の従業員から任命するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

管理部門長は、補助するスタッフの人事異動・人事評価等については、監査役会の意見を斟酌するものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役会は監査役に報告すべき下記事項の基準を監査役会と協議のうえ制定し、取締役は基準に則り報告する。

記

a. 監査役が出席する会議

b. 監査役が閲覧する資料

c. 監査役に定例的に報告すべき事項

d. 監査役に臨時的に報告すべき事項

(2) 報告該当事項の担当取締役は、常勤監査役に文書又は資料のコピーにより報告する。報告を受けた常勤監査役は、他の全ての監査役に伝達する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び取締役会は監査役の情報収集、監査役監査に協力し、積極的な意思疎通を図る。

(2) 取締役会は監査役の効率的監査業務の実施のため、監査室との緊密な連携、必要に応じての応援等につき協力する。

(3) 取締役会は監査役が必要な場合には、専門家（弁護士、税理士、公認会計士等）と意思疎通を図るなど、監査役の円滑な監査活動のための体制を整える。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、倫理規程及び反社会的勢力排除規程を定め、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、その係わりを一切持たないものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

a. 反社会的勢力への対応については、最高責任者を管理部門長、不当要求防止統括責任者を総務部長とし、不当要求防止統括責任者はすべての不当要求対応窓口として、その対応を行う。

b. 管理部門に反社会的勢力排除に精通した経験者を社員として受け入れ、情報収集・管理に努めるとともに、外部の専門機関（警察、弁護士等）との連携強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況＞

当社は、倫理規程及び反社会的勢力排除規程を定め、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、その係わりを一切持たないものとしております。

コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく役職員の行動規範を整備し、社会的役割の認識と自己規律の確立を求めております。また、取締役会や諸会議、社内通達において周知徹底し、万一問題が発生した場合には、担当者だけに任せず、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談して適切な処置をとることとしております。

整備状況については、以下の通り体制を整えております。

(1) 反社会的勢力への対応については、最高責任者を管理部門長、不当要求防止統括責任者を総務部長とし、不当要求防止統括責任者はすべての不当要求対応窓口として、その対応を行う。

(2) 管理部門に反社会的勢力排除に精通した経験者を社員として受け入れ、情報収集・管理に努めるとともに、外部の専門機関（警察、弁護士等）との連携強化を図る。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

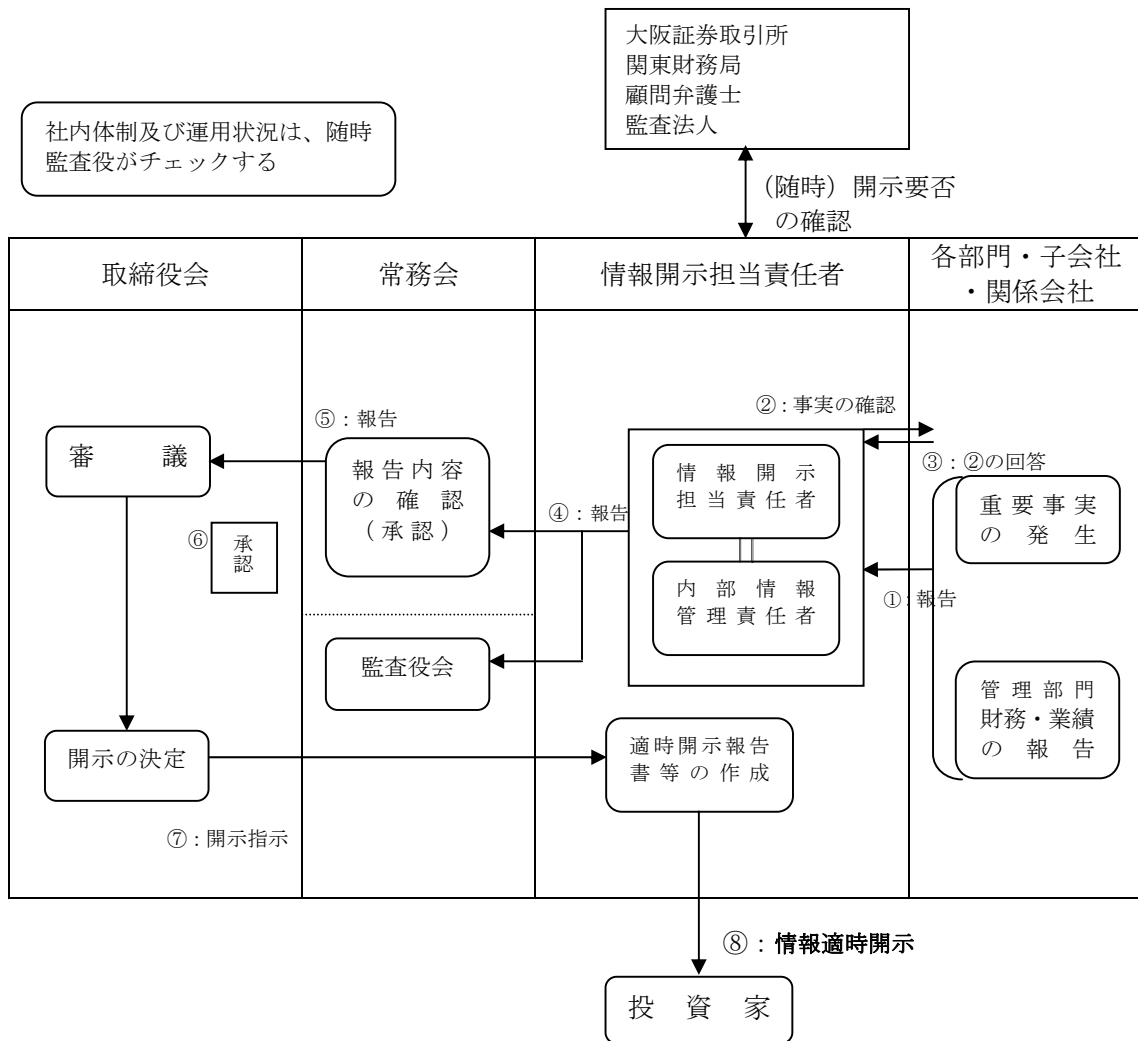
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記



当社は、金融商品取引法、その他の法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、会社の重要事実及び関連する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行うとともに、情報開示に係る社内体制の維持、向上に努めています。

以上